

自由民主党

東日本大震災復興加速化本部長

額 賀 福 志 郎 様

双葉地方の復興・再生に向けた要望

令和3年10月6日

双 葉 地 方 町 村 会
会 長 遠 藤 智

双葉地方町村議会議長会
会 長 佐 々 木 恵 寿

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から10年が経過しました。

復興に向けた取組が一つ一つ見えるような形で前進しており、明かりが見え始めつつありますが、双葉地方は町村ごとの復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は大きく異なっており、復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注が必要です。

また、双葉地方では、いまだ多くの帰還困難区域を抱えており、県内外に多くの住民が長期間にわたる避難生活を余儀なくされています。

さらに、先般、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に係る政府の基本方針が決定され、また一つ重い課題が課せられることとなりました。

このような中、現在、政府において基本構想の策定を進めている「国際教育研究拠点」は、福島イノベーション・コースト構想の中核として、国際レベルの教育研究と産業集積を行い、世界に誇れる復興・創生を行う拠点として、双葉地方では大きな期待を持っております。

また、特定復興再生拠点区域外に係る政府方針「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が今年8月に示されたことは、避難指示解除に向けて、一步前進したものと受け止めております。

第2期復興・創生期間においても、原子力災害に自然災害や新型コロナウイルス感染症が加わったこの難局を乗り越え、かつての自然豊かで暮らしやすい「ふるさと双葉地方」を取り戻し、各地で避難生活を送る住民、将来を担う子どもたちが夢や希望に満ち溢れ、双葉地方で生まれ育ったという誇りを持てるよう、引き続き双葉地方の復興が成し遂げられるまで国の責務として対応していただけるよう次のように要望いたします。

1 避難地域の復興の実現【内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、環境省】

双葉地方の復興が成し遂げられるまでには、まだまだ時間と努力の傾注の継続が必要である。

双葉地方は、町村ごとに復興のステージが異なり、それぞれの置かれた事情や抱える課題は大きく異なるなど、多様な課題に対し適宜適切な対応が求められるところであるため、引き続き、次の事項の支援等を行うこと。

(1) 復興・再生に向けた取組の加速化

国においては、第2期復興・創生期間においても、復興のステージが異なる各町村で生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であるため、各種支援を充実させること。

(2) 中長期にわたる財源の確保

復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備・帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用等について、中長期にわたる財源の確保等を行うこと。

2 国際教育研究拠点の整備【復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(1) 双葉地方の持続的発展に寄与する拠点の整備

原子力災害により、極めて厳しい状況におかれている双葉地方が20年、30年後も持続的に発展を成し遂げられるようにするため、これまでの地方創生施策で成し得なかった大胆な取組を行い、日本における「究極の地方創生モデル」を目指し、「地元福島が誇れるもの、日本の宝となるもの、世界にプラスとなるもの」となる拠点とするため、世界レベルの研究拠点として双葉地方に国際教育研究拠点を整備すること。

(2) 長期的な予算及び人員の確保

国際教育研究拠点は、分野横断的な研究及び産学官連携による新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積及び世界への情報発信等を推進する重要な拠点であり、福島イノベーション・コースト構想における創造的復興の中核拠点となるべく、縦割りを排した総合的な復興庁所管の国立の研究開発法人とし、国が責任を持って、長期にわたる予算、人員体制を確保すること。

(3) 世界に誇る「福島ならではの」研究分野の整備

国際教育研究拠点で行う研究分野として、原子力災害からの復興に資する廃炉、ロボットやエネルギー等に係る研究開発のみならず、双葉地方の基盤産業である農林水産業の分野における研究開発も推進するとともに、研究等に必要な財源を確保すること。

また、今般のALPS処理水の処分方針の決定を受け、風評払拭・リスクコミュニケーションの重要性も高まっているため、この分野についても研究対象とし、正確な情報を日本国内のみならず世界へ発信すること。

(4) ベンチャー企業創出等による地域発展

先端技術の中核とした実用化重視の研究を行い、研究機関発ベンチャー等を創出し、当該ベンチャーと地元企業との連携・育成を促進する仕組みを構築するとともに地域の雇用創出や定住人口の増大等の地域発展に寄与する拠点を整備すること。

(5) 地元人材への教育機能の充実

双葉地方が持続的な発展を遂げるには、地元の人材育成が重要であることから、ふたば未来学園等の地元の高校生を始め、小中学生も含めたシームレスな形での国際教育研究拠点による地元人材に対する育成の仕組みを構築するなど、教育機能を充実させること。

また、小中学生や高校生の目標となる高等教育機関の整備として、将来の大学院大学等の設置について引き続き検討すること。

(6) 研究タウンの整備

研究者やその家族等を受け入れるための生活環境・インフラ整備等、「研究タウン」の整備に要する財源を確保し、研究者が最先端の研究を行いつつ安心して教育にも取り組んでもらえるような住環境づくりの推進を図ること。

(7) 基本構想の早期策定及びロードマップの整備

国際教育研究拠点は、双葉地方の復興・再生に大きな役割が期待されているものであるため、基本構想の策定を早急に進め、拠点整備のロードマップを示すこと。

3 帰還困難区域の取扱い【内閣府、経済産業省、警察庁、復興庁、消防庁、環境省】

(1) 特定復興再生拠点区域外の方針

今年8月に特定復興再生拠点区域外に係る政府方針が示され、避難指示解除に向け一歩前進したものと受け止めているが、地域住民に寄り添った対応を行うこと。

また、引き続き、最終的な全面解除に向けた取組を加速化させること。

(2) 除染・家屋解体等の実施

特定復興再生拠点区域外の家屋等について、荒廃は日を追うごとに進んでおり、家屋など火災が発生する恐れがあるなど、家屋等を現状のまま放置することはできないので、特定復興再生拠点区域外の除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を実施すること。

(3) 特定復興再生拠点区域外の被災者生活支援

帰還意欲の減退を防ぐため、特定復興再生拠点区域外の住宅に関する被災者生活再建支援金制度の弾力的な運用や新たな制度の創設に係る検討など、特定復興再生拠点区域外の住民を対象とした当面の被災者生活支援対策にしっかりと取り組むこと。

また、支援については、避難指示等が先行解除された地域の住民に講じられた支援と同様に行うとともに、固定資産税や国民健康保険税、医療費等の負担等における取扱いに不公平が生じないように各町村に対する財源の補填等を行うこと。

(4) 特定復興再生拠点区域の拡大

特定復興再生拠点区域復興再生計画で取り上げた取組の実現に向けて、更なる支援を充実させるとともに、各町村の意見をしっかりと反映させ、逐次特定復興再生拠点区域拡大の認定を行うこと。

4 ALPS 処理水の取扱い及び社会的な影響への対応【内閣府、復興庁、経済産業省】

(1) 国民に対する説明責任及び正確な情報発信

ALPS 処理水の取扱いについて、双葉地方の地域住民はもとより国民に対して説明責任を果たすとともに、新たな風評被害が発生することのないように国内外に対し科学的根拠に基づく正確な情報を分かりやすくかつ徹底し繰り返し発信すること。

(2) 浄化処理の確実な実施

双葉地方を始め、国内外に対する安全・安心を確保するため、タンクに保管されている水の浄化処理を確実に実施するとともに、東京電力による測定及び第三者機関による比較測定を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、第三者機関の下、環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じるとともに、IAEAによる安全性の検証を定期的実施すること。

あわせて、処理水の元となる汚染水の発生量をこれまで以上に抑制する対策を講じること。

(3) 万全な風評対策の実施

今年8月に東京電力福島第一原子力発電所の敷地内で補完する処理水の処分に伴う当面の風評対策が示されたが、双葉地方の復興の妨げとなる新たな風評を発生させない強い決意の下、国は全面に立って、全責任を持ち、万全の対策を講じること。

(4) 東京電力への指導・監督

東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっている。

廃炉・汚染水・処理水対策は長期間にわたる取組が必要であり、地域住民や国民の理解が極めて重要であるにも関わらず、このような状況が続いていることは、双葉地方の復興の妨げとなる恐れがあり、憤りを禁じ得ない。

国においては、東京電力に対し、安全・安心の確保を基本姿勢とした厳格な指導・監督を徹底すること。

(5) 事業者への支援及びセーフティネットの構築

処理水の取扱いは長期に及ぶことから、農林水産物が流通業者に買ったとき等されることなく適正な価格で取引され、消費者も安心して購入できるような取組を行うこと。

また、事業者が安心して事業を営み、生業として継続できる仕組みを国において構築すること。

さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合は、新たに創設される基金を速やかに活用し、事業者の生活を守るとともに、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

福島県双葉地方町村長名簿

町村名	氏 名	備 考
広野町長	遠 藤 智	会 長
葛尾村長	篠 木 弘	副会長
楡葉町長	松 本 幸 英	
富岡町長	山 本 育 男	
川内村長	遠 藤 雄 幸	
大熊町長	吉 田 淳	
双葉町長	伊 澤 史 朗	
浪江町長	吉 田 数 博	

福島県双葉地方町村議会議長名簿

町 村 名	氏 名	備 考
浪江町議会議長	佐々木 恵 寿	会 長
葛尾村議会議長	吉 田 義 則	副会長
広野町議会議長	北 郷 幹 夫	
楡葉町議会議長	青 木 基	
富岡町議会議長	高 橋 実	
川内村議会議長	渡 邊 一 夫	
大熊町議会議長	吉 岡 健太郎	
双葉町議会議長	伊 藤 哲 雄	